

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年1月22日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「京都まなびの街 生き方探究館  
第16条中 を削る。  
企画推進室 」

第17条中

「京都まなびの街 生き方探究館

企画推進室

(1) 京都まなびの街 生き方探究館に関すること。 を削る。

(2) スチューデントシティ及びファイナンスパークに関すること。

(3) 生き方探究教育に関すること。 」

第19条第3項中「、館に館長」を削る。

第20条第6項中「、館長」を削る。

附 則

この規則は、平成21年2月12日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)